

## 公益認定等に関する審査基準等について（改正）

平成20年10月27日  
愛媛県

- 1 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（認定法）第4条及び第11条の認定及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（整備法）第125条の認可に当たっては、「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会決定、10月10日改正）を行政手続法第2条第8号口の審査基準（次項において「審査基準」という。）とする。
- 2 整備法第44条の認定及び同法第45条の認可に当たっては、公益認定等ガイドラインのほか、「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」（平成20年10月10日内閣府公益認定等委員会決定）を審査基準とする。
- 3 次の法人については、「公益法人会計基準」及び「公益法人会計基準の運用指針」（いずれも平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会決定）を適用することができる。
  - 認定法第2条第3号に定めのある公益法人
  - 整備法第123条第1項に定めのある移行法人
  - 整備法第60条に定めのある特例民法法人（整備法第44条、第45条の申請をする特例民法法人）
  - 認定法第7条の申請をする一般社団・財団法人